⑿　特定ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Toda Director-General of Tokyo Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Mechanical Equipment Construction work for The Tokyo International Airport first government building.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 September 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 10 December 2014 (tenders brought with : 10 : 00 A.M. 11 December 2014).

⑹　Contact point for tender documentation : Nakaba Nagura Contract Section, Accounting Division, General Affairs Department Tokyo Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport. 1―1―15 Kudanminami Chiyodaku Tokyo 102―0074 Japan TEL 03―5275―9312

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年８月 21 日

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長　三原　修二

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 26 年第７号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成26年度交通管制・施設監視中央設備他更新工事

⑶　工事場所

本社

兵庫県神戸市中央区小野柄通

神戸淡路鳴門自動車道

自）兵庫県神戸市西区見津が丘（神戸西ＩＣ）

至）徳島県鳴門市撫養町木津（鳴門ＩＣ）

瀬戸中央自動車道

自）岡山県都窪郡早島町（早島ＩＣ）

至）香川県坂出市川津町（坂出ＩＣ）

西瀬戸自動車道

自）広島県尾道市高須町(西瀬戸尾道ＩＣ)

至）愛媛県今治市山路（今治ＩＣ）

⑷　工事内容　本件は、本四高速道路における交通管制・施設監視中央設備及び遠方監視制御設備の更新に伴う機器製作及び据付調整を行うものである。

機器製作工

交通管制中央処理装置　１式

交通管制室設備　１式

交通系遠方監視制御設備　１式

施設監視中央処理装置　１式

施設制御室設備　１式

施設系遠方監視制御設備　１式

機器据付調整工　１式

機器撤去工　１式

⑸　工期　契約締結の日の翌日から平成28年３月25日まで

⑹　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての「工事目的物の性能、機能（品質の安定性）」及び「安全対策」に関する提案（以下「技術提案」という。）及び技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　次の各号の一に該当しない者であること。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の１に規定する審査基準日が入札及び開札の日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

②　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

③　本四会社の過去２年以内において次の㋑から㋖までの一に該当したと認められる者

㋑　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋺　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

㋩　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㋥　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

㋭　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㋬　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

㋣　その他本四会社に著しい損害を与えた者

㋖　㋑から㋣までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

④　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑵　本四会社における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち、「遠方監視制御設備工事」の認定を受けている者又はそれらの者により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）であること。この場合において、共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がないこと。

⑶　構成員のいずれもが本四会社における「遠方監視制御設備工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観事項について算定した点数（客観点数）が、1,000点以上であること。

⑷　構成員のいずれもが記１の工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑸　構成員のいずれもが競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域１（兵庫県、徳島県）」、「地域２（岡山県、香川県）」、「地域３（広島県、愛媛県）」、並びに「地域４のうち大阪府、高知県」において、指名停止を受けていないこと。

⑹　構成員のいずれもが警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　施工実績　構成員のいずれもが平成16年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の実績を有すること。ただし、施工実績については本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事であ